

平成18年 第3回定例会一般質問

○議長 本田 哲也君

休憩前に引き続き一般質問を行います。6番、松上議員の一般質問を許します。6番、松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

6番、松上でございます。通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

公共施設の安全管理について、まず、1点目については、プールの安全管理についてでございます。

夏休みの楽しいひとときを過ごすはずのプールで、悲劇が起こっています。埼玉県ふじみ野市の市営プールで、家族らと遊びに来ていた小学2年生の女儿が、吸水溝に吸い込まれ死亡しています。

このプールは、側面の吸水溝から、ポンプで水を吸い込み、排水することで、水の流れをつくる、つまり流れるプールであります。

吸水溝の前には、格子状のふたが2枚固定されていましたが、事故当時は、その1枚がはずれていたと。利用客が監視員に伝え、監視員は、吸水溝に近づかないように注意をしていた最中だったと。

もし、このとき、はずれたふたを取りつけるまで、ポンプを停止し、吸水をストップさせていたならば、また、利用客全員に一たん、プールから上がってもらっていたならば、さらに監視員がみずからプールに入り、吸水溝の前に立ちほだかって、カバーをしていたならば、いずれかの手立てを講じていたならば、この事故は防げたに違いないと言われております。

このプールの管理は、管理運営は、ふじみ野市が民間会社に委託していたと。さらにこの業者は、監視員の派遣も含め、業務を、別の業者に丸投げしていたということであり、これでは、十分な安全管理ができるわけではないと。まさに、人災と言われても仕方ないと指摘をされています。

芦屋町にも、同じような流れるプールがあり、各小学校、中学校にもプールが設置されています。

ことは、既にプールの季節は終わっていますが、こうした事故事例を参考にしながら、来年の安全管理に生かすためにも、次の点について、質問いたします。

- 1つ、芦屋町プールの管理運営の主体は、どこにありますか。
- 2つ、プールの安全、管理基準は、策定されていますか。
- 3つ、各学校のプールの安全は、確保されていますか。

次に、総合体育館の天井の落下事故についてであります。

去る8月9日、総合体育館のサブアリーナの天井板が落下するという事故が発生しています。

幸い、人がいない時間帯での事故で、けが人が出なかったのが救いであります。

私が、この現場を見たのは、1週間後の8月16日でした。天井を見ると、天板がはずれ、取りつけ用の金具が、むき出しになっていました。

その下には、工具が並べられてあり、下には入らぬような措置がしてありました。

天井をよく見ると、あちこちに、何かものを投げつけたような傷があり、継ぎ目がずれているなど、さらに落下のおそれを感じる場所が見受けられました。

その間、ここは開放されてました。なぜこういう状態で放置していたのか。現に、天井板が落下しており、さらに落下のおそれがあるだけに、ここは立ち入り禁止にし、人が近づけないようにしておくべきであります。私は、ここの担当者に、立ち入り禁止の措置をするよう申し入れ、即刻措置をしていただきました。

そこで、次の点について、質問いたします。

天井板が落下した原因と、その対策について伺いたい。

2点目、他の公共施設も含め、一斉点検が必要と思いますがいかかでしょうか。

以上の2点をお伺いして1回目の質問を終わります。

○議長 本田 哲也君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

ご質問のプールの安全管理につきまして、1点目と、2点目は、産業観光課の方からお答えいたします。

まず、1点目の芦屋町営プールの管理運営の主体はどこにあるのかという質問でございますが、条例にありますように、芦屋町が設置し、産業観光課が管理運営を行っています。

次に、2点目のプールの安全管理基準は、作成されているのかという質問でございますが、アクアシアの安全管理についてとか、管理基準についてというものは作成しておりませんが、安全な管理を行うために、条例や施行規則にのっとり、運営しているほか、設置管理者として自主点検を行っています。

具体的には、毎日の開場前に、安全点検といたしまして、スライダープールや流水プール、ちびっ子冒険プールを初め、各種施設に異常がないかを点検を行っています。

項目的には、スライダープールにつきましては、手すりはずれていないか。階段のクラブが入っていないか。またスライダーの利用者には、スライダーを利用されるその都度、安全にすべるように注意を呼びかけているものです。

また流水プールにつきましては、排水溝、給水溝のふたが完全に固定されているか。プールつなぎ目の防水剤、これははがれていないか。またガラスや金属類が底に落ちていないかなどでご

ざいます。

ちびっ子冒険プールにつきましては、ウォーターガン、これが確実に固定されているか、異常はないか。そして、すべり台に異常はないかなどでございまして、安全点検の徹底を図るため、ただいま申し上げました項目を、文書で配付し、監視業務に当たらせています。

また、日々の開場後は、プールの安全確認と、利用者の健康保持のため、1時間ごとにプールの利用を中止し、安全確認を行っているところでございます。

なお、7月31日におきました埼玉県での事故を受けまして、翌8月1日には、開場前に、プール全体の緊急点検を行いますとともに、担当職員が、監視員に対しまして、口頭で注意を促すとともに、徹底を図る意味から、こちらも文書を手渡し、監視に当たらせているところでございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

学務課長。

○学務課長 北村 敬君

学校のプールの安全確保につきましては、文科省が定めています学校プールの衛生管理、安全管理の基準が示されておりまして、概略の内容といたしましては、監視体制、設備管理、衛生管理、水質管理、それから児童、生徒の体調管理が安全確保の主たるものであります。

今年度も、学校現場の適切な対応をしていただきまして、大きな事故もなく、水泳授業が終了をいたしております。

ただし、先ほど、埼玉県ふじみ野市のレジャープール事故を受けまして、文科省の方から学校プールの緊急点検の要請があっております。

それを受けまして、教育委員会といたしましては、4校のプールの、特に排水溝のふたが固定されているかを主に、点検をいたしたところでございます。

その結果、芦中、山小のプールはボルトや、ねじで固定されていましたが、芦小、東小の2校のプールの排水溝のふたが、固定されていない状況がわかりました。

この2校のプールの排水溝のふたですが、大人2人でもやっと取り外しができるという構造となっておりまして、現状のままでも、私どもは安全性については、問題はないと判断をしておりますが、県の見解では、ボルト等で、固定化をお願いしたいということでありまして、来年度の施設整備計画に計上させていただき、来年の6月のオープン前までに、工事を終わらせたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

それでは、件名 2 点目の総合体育館の天井板の落下事故ということで、1 点目の天井板が落下した原因とその対策ということにつきまして、お答えいたします。

この事故につきましては、議員がご指摘のように、8月の10日の早朝5時に、警備員が巡回をした折に、この落下を確認いたしております。

それから8時半過ぎに、私の方に連絡がありましたので、私が現地に出向きまして、これを確認いたしましたところ、長さが170センチと幅が60センチのグラスウールという断熱材1個と、それから、その天井板を支えます70センチと4センチの受け材といいますが、これが落下してるような状況でございました。

それで私の方で、これは原因がちょっとはつきりつかめなかったということもありますが、危険性があるということで、これは使用禁止いたしまして、といいますか各種団体の方には、使用中止をして、ほかへの移動をとということを指示して帰っております。

その原因の方につきましては、早急に、10日の日に、町内業者の方に連絡をとりまして、補修の見積もり等をいただくような方向性で話が進んでおります。

町内業者の方からは、専門業者を連れて、現地を確認しましたところ、上部からの、屋根の中からのちょっと補修が難しいと。そうすれば、高さが12メートルほどございます。それで12メートルの高さをやるのは、足場を組んだりすることで、なかなか難しい。高価になるということで、当初の、町内業者が出してました金額よりも、大幅に高くなったものですから、建設課の方に早急に依頼いたしまして、対応を協議いたしております。

建設課の方では、当時、昭和63年3月に、これ竣工いたしておりますけども、その当時の施工業者であります株式会社フジタの方に連絡をとっていただき、調査、補修の内容等を現在、検討している段階でございます。

この調査結果及び補修の内容につきましては、後ほど建設課長の方からお答えをしていただきます。

なお、この体育サブアリーナにつきましては、年間登録団体が、13団体ほどございます。それと一般の利用者、飛び入りといいますが、こういうような方々もおられましたものですから、10日の日から使用禁止をいたしまして、ほかの社会教育施設、小体育館とか、それぞれの小学校の体育館等を提供いたしまして、現在、活動は続けていただいております。

しかしながら、利用者の皆さん方には、大変、迷惑をかけてることは事実でございます。

以上、調査結果と補修につきましては、建設課長の方でお願いいたします。

○議長 本田 哲也君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

今、社会教育課長から経緯については話がありましたけれども、原因についてということで、この中で書いてあります。原因は、天井そのものが、システム天井で、特殊なものが使っていました。

天井下地の受け金物や、固定金具の施工が、適切じゃなかったため、天井材の落下が発生したものと考えられます。

先ほど、報告がありましたとおり、グラスウール25ミリに表面が仕上げてあるものが、天井材として使用してあります。

これの落下がありまして、特殊天井ということで、その当時の施工しました業者、フジタ工業を呼びまして、確認をさせております。

メインアリーナ側が6カ所、サブアリーナ側が18カ所、落下の可能性があるということ、この落下箇所を含めて18カ所ということで。対策としましては、工事施工後18年を経過しておりますけれども、当時の施工業者でありますフジタ工業と協議をしまして、特殊なシステム天井で、責任施工やっております関係上、フジタ工業で修復作業を責任を持ってやると。無償で行うということと、打ち合わせ協議を行っております。

修復日程につきましては、9月中旬から下旬ごろにかけて、この工事の修復作業を行うということとしております。

それと、②のほかの公共施設も含め、一斉点検が必要と思うがいかがということでございます。

総合体育館のような特殊な天井はありませんが、芦屋町の施設、いろんな施設がかなり老朽化してきておりますので、外壁、またひさし、いろんな落下等が何カ所かときどき報告がっております。

そういうものもありますので、当然、床、内部の床、壁、天井を含めて、附帯設備についてもそうなんです、各施設管理者で、点検をお願いしているところです。

そして、何らかの異常や問題があれば、建設課と、その主管課と協議を行いまして、詳細な調査、対策を行うこととしております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

それではまずプールの関係から行きたいと思います。

プールの管理運営は、芦屋町が主体で、産業観光課が運営してるということでございますが、

職員は何名派遣されておりますか。

またその業務にはどういうふうなかかわり方をされているのかお伺いしたい。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

担当しておる職員といたしましては、係になりますので、商工観光課が担当しておりますが、2名でございます。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

それから監視業務は、どういうことになっておりますか。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

監視員の関係でございますが、監視員につきましては、外注をいたしております。入札により警備会社が行っているところでございます。

また、その監視員の採用につきましては、18歳以上の者で、全員就業前に遠賀郡消防署で蘇生術を初めといたしまして、非常事態に備えた救急救命の研修を受けた者を採用するというふうな仕様書で定めて採用いたしております。

また、監視員の業務指導、教育等につきましては、担当職員が適宜行っております。そのほかに日々、警備会社の責任者が町の監視業務を行うための仕様書に基づいて、指導を行っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

このプールについては、都市公園については国交省、学校のプールについては文科省が、それぞれ安全基準を策定し、水質、衛生は厚生労働省が担当してると、これ、ふじみ野市の事故後に、各省庁の担当者が検討を行った結果、各基準がばらばらになると、このように言われております。

ふじみ野市の事故直後の調査で、芦屋町のプールについては問題ないということが、テレビで報道されたというふう聞いておりますが、その調査は、どこがされたのか。またその基準はど

この省の基準に基づいて行われたのかお伺いしたいと思います。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

調査といたしましては、教育委員会を通してきた分もございますし、直接、県の方から来たのもございます。

それで、そこ、そこっていいでしょうか、その部署によって、いろいろ問い合わせがっておりますので、現時点でどこどこでしたというのは、ちょっと明確にはお答えできません。

それとテレビ関係の分ですが、2社参りまして、NHKが実際にプールの水面の中といいましょうか、に、カメラを入れまして、そこからの撮影も行っておりますし、TNCだったと思いますが、職員に直接、インタビューを行ったという経過がございます。

以上です。

○議長 本田 哲也君。

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

この安全点検の基準っていうものはないけども、条例にしたがってやってるということで、もう毎日、あるいは1時間ごとにということでございますが、この点検する人は、どなたが点検をされ、これやったら大丈夫という判断はどなたがされるんですか。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

先ほど申し上げましたけど、点検は、業務委託をしております警備会社の方がやってもらう分もございます。そのほかに、先ほど申し上げました7月31日の事故の翌日、こちらの方は、実際に施工された業者の方が、もう早朝から飛んで参られまして、現実、プールの中に入って、点検をされております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

それは特殊な場合だと思いますけども、この日常点検ですね。これはどなたがされてるんですか。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

日常の点検につきましては、職員、それから先ほど言いました警備会社、それから嘱託で雇っております臨時の者がやっぱり点検は行っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

このふじみ野市のその事故当時の監視員は、13人いたそうではありますが、いずれもプールの、流水プールの仕組みを知らなかったと、このように見られております。

警察は、ふたが外れたときの危険性など教育せずに、緊急時の具体的なマニュアルもないなど、ずさんな管理体制が事故につながった可能性があるとして、このように指摘しております。

芦屋町としては、安全管理基準を一応、条例で策定しとるということでございますが、その中に、緊急時の対応マニュアルと、そういうものはあると思っておりますけれども、その緊急的なマニュアル、これについては、職員を初め、監視員も含めて、全体的に周知徹底をされておるのでしょうか。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

マニュアルとしては、定めておりません。それは先ほど1回目の質問のときに申し上げましたように、アクアシアンの安全管理についてとか、管理基準についてというものは策定してませんと申し上げましたので、マニュアルとしては策定しておりませんが、緊急時の対応は、警備員の採用のときに、郡消防の方で蘇生術とか、緊急に対しての救急救命の研修を受けた者を採用してくださいと、そういったことを実施しております。

また職員につきましても、これはもう2カ月ほど前になると思いますが、救急救命の研修をすべて受けておりますので、そういった面では対応できるというふうに思っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

いろんなことをされておるんですけども、やはりマニュアルで、きちんとしてないと、何かあったときに、ああしました、こうしましたといっても、実効性がないわけです。

こういうのはやっぱりきちんとマニュアルをつくって、こういうときはこうするんだというこ

とを、事務的、機械的っていいですか、そのきちんとしとくということが大事だと思いますので、その点についてはひとつマニュアルをつくっていただいて、見えるところに張っておくと、あるいはミーティングのときにきちんと唱和させると、そういう措置はしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、プールの安全対策の大きな柱の一つに、監視業務があります。監視員の存在が、安全に楽しく安心してプール遊びができるかどうかにかかっているといっても過言ではないと思います。

それだけに、責任の重さを感じられる責任感の強い人材が求められていると思います。

そこで、採用条件について伺います。今回、事故のあったふじみ野市が、下請けに出した仕様業務書には、監視員は日本赤十字社や、日本水泳連盟等の講習会の修了者などを配置することとなっております。

今、先ほど芦屋町は、業務の監視の委託をしてるということで、消防署の資格を得た人たちを採用しているということを伺いますが、そこら辺の採用に当たっての確認、そういうものはされてますか。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

先ほど申しましたが、仕様書で定めて、そういった方たちを採用しなさいと、そういう人じゃないとだめですよということではやっております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

これは次のことにもつながるんですけども、下請けは、市からの仕様書が出ていたにもかかわらず、面接試験では、心肺蘇生の資格や講習会の受講歴など、何も聞かなかったと。大学生と偽って採用されても、後で高校生とわかって、何も言われなかったと。

業務に関するマニュアルなど見たこともないと監視員は言ったそうです。監視員の仕事は、危険な飛び込みを禁止したり、スライダーで逆さまにすべるなどについては、注意をするということだったと。

また、何かあったら、現場責任者に連絡し、指示を待てとだけしか言われてなかったと。その中には、泳げない人や、水着を着てない人もいたということ言われます。

芦屋町は、その業者には、そういうようにするようにしてるということですけども、ここさえ、ふじみ野市からは、仕様書ききちんと出されておるにもかかわらず、こういう形で採用された

と。そしてずさんな管理をしていると。監視をしているということでございますので、やはりここら辺は、業者に丸投げするんじゃないかと、やはり芦屋町、主体責任者として、そこら辺の確認はする必要があると思いますがいかがですか。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

採用しました監視員等に、個々に当たったわけではございませんが、先ほど申しますように、仕様書の中で定めておりますし、その仕様書のとおり、履行されているものというふうには思っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

思っておりますやちょっと困るんですよ。そういうふうな採用基準をしとるならば、それはきちんと確認をされて、そして日常点検、そういうものを含めて、その人たちも、業者は確かに教育はするでしょうけども、やっぱり芦屋町の主体として、そういう教育は、ぜひしてほしいということを申し上げておきたいと思っております。

次に、これはふじみ野市の事故の直後ごろだったと思っておりますけれども、スライダーですべてきた人が、勢い余って、プールの中でとまりきれずに、プールのふちに激突し、死傷するという事故が発生したと、テレビで報じておりました。

この事故のことは、ご存じでしたか。このスライダーの基準は、スライダーの出口からプールの壁まで、7メートル、深さが80センチと言っていました。芦屋町のスライダーはこの基準を満たしておりますか。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

ウォータースライダーにつきましては、建築基準法によるということになっておりますが、同法では、細かいところまで定めておられません。

そこで、日本ウォータースライド工業会という組織の中で、ウォータースライドの運行維持管理設計の手引きというのがございます。その中では、着水部分の水深は、原則として850ミリ以上となっております。

アクアシアンの場合の着水部分の水深ですが、900ミリでございますので、この基準はクリア

しております。また、調べた範囲で申し上げますと、ウォータースライダー、すべり終えてから、対岸までの長さにつきましても、同手引きによりますと、滑走路の終端部分より、前方幅1,500ミリ、奥行き6,000ミリ以上の自由面積を必要とするというふうになっております。

アクアシアンの場合は、8,500ミリの半円形というスタイルをとっておりますので、これも基準をクリアしてるところでございます。

なお、ウォータースライダーを設計する場合は、この手引きをもとに、各社が設計をされてるということで、評定を受ける場合、この手引き書の内容に沿って施工されているかどうかの確認をされるというふうに聞いております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

私は8月の半ばごろ、プールに遊びに行きました。芦屋町のプールは大丈夫だということで、テレビで放送されたことも関係もあるでしょう。福岡や他県の車も多くきておりまして、プールはお客さんでいっぱいです。

私は、スライダーで監視している人に、この出口からプールのふちまで何メートルぐらいありますかと聞きました。すると、この監視員は考えて、約3メートルぐらいですかねと、全く目測ができてない。こうっております。

そして、あなたはどのような点に注意して監視をしておりますかと聞いたところ、たまに逆さまにすべってくる人がいると、そういう人には注意をしてる。そして、毎朝、ミーティングはしているということを言っておりました。

この監視員は、ただミーティングはしてるけども、この監視員はこのスライダーの事故のことは知りませんでした。

こうした類似の設備で、事故が起こったときは、対岸の火事と思わず、素早く情報を取り寄せ、どうしてこの事故が起こったのか、どうすれば安全が確保されるのか。みんなで検討し、対策を立て、その周知徹底を図る。このことが類似災害の防止につながり、悲しい事故の撲滅を図る最大の手段と思いますけどもいかがでしょうか。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

ご指摘のとおり、全くそのとおりだと思います。

来期につきましては、そういったことを明記いたしまして、徹底したいと思います。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

プールの危険というのは、給排水溝だけではなくて、常におぼれる可能性もあり、飛び込んでプールの底に頭を打ちつける事故も起こっていると。事故を減らすには、プールサイドにきちんと安全講習を受けた監視員を多く配置し、しっかり監視を続ける。異常事態が発生した場合は、プールに飛び込み、身を呈して事故を防ぎ、お客さんの安全を守る。そういう気構えで、監視するように監視員に徹底をさしていきたいというように思いますがいかがですか。

○議長 本田 哲也君

産業観光課長。

○産業観光課長 染井 月次君

そのようにしたいと思っております。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

次に、学校のプールに移ります。

給水溝や、排水溝のふたが固定されていないプールが、全国で305カ所、給水管に吸い込まれる吸い込み防止を、金具を取りつけ設置していないプールが1,596カ所あったと。これは、文部科学省が埼玉の事故を受けて、緊急に調査した結果であります。

参考までに、9月6日に新聞で発表されました内容によりますと、これは、プールの管理者による緊急自主点検の報告によります。全国で、4万2,798カ所のうち、点検を実施した4万2,184カ所の11.1%に当たる4,703カ所に、安全面に問題があったと。その内訳としては、給排水溝の吸い込み防止金具などが、固定をできてなくて、不完全であったということが4,135カ所、監視員が適切に配置されてないが721カ所、監視員への指導が不十分が727カ所、これは重複した分もあります。

文部科学省は、毎年夏前に都道府県教委などに通知をし、一つ目には、排水溝にはふたや金網が設けて、ねじ、ボルトを固定させること。吸い込み防止金具を設置すること等を指摘していたにもかかわらず、危険なプールがこれほど多く放置されてると、厳しく指摘しています。

先ほど、芦屋町では、2カ所ほど不備が見つかったということですが、これは、事故が起こった後に、緊急的な点検をされてわかったということですが、これは毎年、6月ごろには、文部科学省がこういった先ほど言った一、二点については、教育委員会を通じて通達を出してるとこういうことですが、なぜ、そのこういう事故が起こる前に、通達が出たとき

に点検をされなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長 本田 哲也君

学務課長。

○学務課長 北村 敬君

確かに、プール開設時ですから、学校の場合だったら、通常は6月12日ぐらいから授業で、水授業でプールを使います。

それで、文科省の方から、そういう確認事項の通知が来ておりますので、私どもとしては、学校現場にその通達の写しをファックスで流し、そういう不備がないかの点検を促したことは事実でございます。

ただその中で、報告があつておるのは、要するに学校現場としては、そういう事故が起こる可能性は安全面では、大丈夫だというような報告が来ておりますので、私どももそういうことで安心しておりました。

ただ、7月31日ですか、ふじみ野市で、ああいう悲惨な事故が起こりまして、また緊急点検の要請が文書でされましたので、私ども教育委員会、私と係長と、学校現場に出向いて行きまして、そういう排水溝のふたの固定が完璧にされておるかどうかの確認をしたという状況でございます。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

確かにふたが重たくて、簡単には上がらないから大丈夫だとそういう認識で、点検してなかったというこの調査結果にもそういうの出てます。

しかしやはり、ちゃんと通達では、ボルトで固定することというようになってますので、そこら辺は、ぜひその来年に向けて、着実に実施をしていただきたいというふうに思ってます。

それから、この吸引力が強い給水溝だけじゃなくて、プールには、水を浄化する排水溝が必ずあり、手や足を吸い込まれる事故が頻繁に起こってます。

日本体育施設協会によると、1964年から04年までの40年間に、排水溝による事故は、59件発生し、54人が死亡している。ほとんど小中学校のプールで起こってると言われております。

こうした事故が現実起こってることを、十分踏まえ、学校安全の、学校プールの安全を確保していただきたいということを重ねて申し上げておきたいと思います。よろしく。

最後に、04年7月、新潟県内の町民プールで排水溝のふたがはずれ、小学生が死亡する事故

があり、安全管理担当者だった当時の職員2人が、業務上過失致死で罰金刑を受けてます。

プールの管理者は、責任の重さを改めて自覚し、総点検を繰り返し実施するなど、安全対策に万全を尽くさなければならないと思います。

ふじみ野市の市民プールで、子供を亡くされた両親の手記に、この事故をきっかけにして、原因と責任の所在を明確にし、二度とこのような事故が起きないように、安全で、楽しいプールをつくっていくためにも、確固たる防止策を講じていただきますよう期待しております。このように記されております。

このプールの設置責任者として、町長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

私もこの事故を受けまして、翌日直ちに、担当者、呼びまして、うちのプールの方の確認というか、当然その指導方を頼むということと、構造がどうなってるのかと、うちの町のプールの確認をいたしました。

そのときに、NHKに取材が入ってるということも当時、言ったりましてけども、幸いにして、今、報告がありましたように、うちのは、二重の構造になって、安全面においては、問題ないということが評価されたということでもあります。

結構、全国版で放送されたということでもありますけれども、各地でそういう意味ではお聞きしました。芦屋町のプールということも、四国だとかそういうところの放送しとったよということは聞きましたけれども、そういう面では、安心をいたしました。

しかし、いろんなことを点検項目、そこだけではありませんし、軽微なけがは子供たちが走り回って、それも実際やってるわけで、すべりやすくて、転倒して頭を打って事故とか、そういうこともプールであります。

そういうこと等々、危険性あるわけですから、常にそういうことを前提に、担当者の方も、十分、また委託をするにおいても、そういうことを常日ごろから管理者の方に、管理者が我々でありますけれども、委託先と同時に、職員がおるわけですから、常にそういう危険性があるということを、認識の上で、職務を遂行するように、今後とも努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、天井板の落下について移ります。

サブアリーナの天井が落下してから、修理にかかるにどれくらいかかるのかと聞いたら、20日ごろまでにならないと修理にかかれなかつたこのように係の人が言つとりましたけども、なぜ、このように遅くなつたのかお伺ひしたい。

○議長 本田 哲也君

社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

先ほどお答えいたしましたように、事故といひますか、転落が起こつたのが8月の10日の早朝ということであります。それで8月10日の日に、町内業者に連絡いたしました。町内業者の方から、目測といひますか、要するに下から確認した上での見積書が出ております。

それで、発注しようということ、町内業者にお願ひしましたところ、天井の裏なのでできないということ、これは足場をしなければならぬということ、再度また業者から申し出がございました。

それで8月の10日に、業者と現場確認いたしまして、ちょうど盆だつたものですから、8月の16日の日に、専門業者を、町内業者が連れて参りました。

それで、そういうような話をお聞きしまして、ちょっとこれは厳しいと。それで我々自治体にとりましては、30万以下の補修工事でありましたら担当課でできますけども、ちょっと金額的にも高額になるものですから、建設課の方にお願ひしようということ、建設課の担当を呼びました。

その中では、先ほど申し上げましたように、実際の建設をしたフジタ工業の方に、やはり原因等を踏まえた中で、調査してもらつた方がよかろうということ、8月の18日の日に、フジタ工業の担当者2名が、来館いたしております。

それで、現地でいろいろと天井裏に上がつたりして調べていりましたが、専門性があるといひますか、営業の方が来られていたものですから、再度、また専門性のある方を連れてこようということ、8月の30日の日に、建設課を通じて、報告が上がつております。

それで、9月の4日の日に、再度、フジタ建設の方が、現場に来まして、不足する金具等の部品が結構、特注といひますか、製造されてない部分があるということ、そういうような観点から、今から品物頼んでも9月の15日ぐらいなるだろうと。そうしますと、約2週間程度、9月の30日までが工期期間になるんだろうかという連絡を受けております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

この天井裏側の状況から見て、こんなこと言っていていいかどうかわかりませんが、手抜き工事やとるんじゃないかと、こういうような話も、私どもには聞こえてきました。

今、ちょうどそのフジタ工業が、無償でやり直しということであれば、これは手抜き工事あったということなんですか。

○議長 本田 哲也君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

先ほどお答えしましたとおり、天井の下地金物や、固定の施工が適切でなかったということですから、まあとらえ方によっては、そのようにとらえられても仕方がないと。ただ、先ほど社会教育課長の方から、話がありましたように、落下の天井材だけでなく、今回は、多面的にこの総合体育館の天井について、全体の確認が必要であろうということで、フジタ工業で施工しております。

またこの天井システムそのものが、特殊な材料が使っている工法でございますので、そのような専門知識を持った業者が責任施工をした中での仕事で、そういう落ちがあったということで、フジタ工業と協議をしまして、フジタ工業の方で、修復作業を行うことで内諾を得たものでございます。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

これはあそこ、総合体育館、全部がフジタ工業がつくったものですね。

そうすると、私、体育館の本館の方もちょっと見てみたんですけども、壁にこうずれがあるとこも見えたし、そこら辺も含めて、やっぱり現実にそういう総合体育館、アリーナで起こっているわけですから、その本館も含めて、きちんとやっぱり点検をし直していただきたいということを申し出しておきたいと思います。

それから、復旧工事は、半月ぐらい言われましたかね。（「はい」と呼ぶ者あり）15日から30日ぐらいまでですね。

それからその体育館の方です。本館の中で、小学生が競技中に壁にぶつかって、手がその壁にはさまったという事故が過去に発生したということでもありますけども、その壁の材質には問題ないんですか。

○議長 本田 哲也君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

ちょっと壁の材質まできょうは把握してきておりません。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

現実にそういう事故が発生してるということでございますので、再発を防ぐためにも、ぜひ見直していただきたいというように思います。

それから、体育館の廊下のところ2カ所、これは雨漏りもしております。それから廊下の突き当たり、トイレの横の壁も、縦に亀裂が入ってます。

こういうところは、大丈夫でしょうか。一回点検をしていただきたいと思いますが。

○議長 本田 哲也君

社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

ただいま議員がご指摘されました箇所につきましては、一応私の方でも認識いたしております。

それで雨漏りにつきましては、ちょうど雨漏りをした上が、排煙機っていいですか、要するに排煙窓っていいですか、これが設置されておまして、たまたま雨降りの日に、その排煙窓を閉め忘れたという経緯がございまして、雨が漏った関係でしみが出たような状況でございます。

それから廊下の突き当たりにつきましても、やはり亀裂が入ってます。あそこにつきましては、職員でできますコーティングといいですか、大きな穴じゃございませんでしたので、コーティングによりまして、現在、修復してるような状況でございます。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

それからもう一つ、体育館の玄関口です。玄関のこの軒先が出ておりますけども、そこに何個かわかりません、数個、照明がついております。その照明のふち板が、もうさびて、非常にみっともないという状況でありますので、これについても、ひとつ整備をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それからその他の一斉点検についてであります。これはもう先ほど言いました町民会館も含めて、各公民館、小中学校、公共施設がいっぱいあるわけですけれども、そういうところも、ぜ

ひ総点検をしていただきたいというように思いますがいかがですか。

○議長 本田 哲也君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

先ほど申し上げましたように、町内の小学校、老人憩いの家、庁舎を含めまして、かなり古うございます。

それぞれ施設整備計画とか、実施計画とかある中で、そういう危険箇所については、随時、修理をしてきておりますけれども、まだまだ追っかけ方が足りないようにあります。

ただ言えますのは、各施設管理者の中で、やっぱり優先順位とかいろいろなもんあると思いますので、危険箇所からそういうようなことを報告していただきましたら、建設課も協議しながら、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

ぜひお願いしておきたいと思えます。

また話はちょっと変わりますけども、最近、エレベーターの事故が結構あちこちで頻繁に起こってます。

芦屋町には、このエレベーターは何台ありますか。その点検は、定期的に行われておりますか。それに伴う結果はいかがでしょう。

○議長 本田 哲也君

松上議員、一般質問は通告制になっておりますんで、そういう個数とかそういうの、急遽言われても、答えられない場合がありますので、一応、質問で通告の分に限っていただけますか。数字とかじゃなくて、方針ということであれば答えられると思えます。松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

これも一般公共施設の一部でしょ。であれば……。

○議長 本田 哲也君

だから数とか何とかじゃなくて、方針とかいうような細かな数字とかいうことであれば、答えられない場合があるので、方針をとというようなそういうふうな観点での一般質問にさせていただきたいということでございます。

○議員 6番 松上 宏幸君

じゃそういう、芦屋町にあるエレベーターの安全点検、これは実施されていますか。

それに問題はないですか。

○議長 本田 哲也君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

エレベーターについては、総合体育館、それと庁舎、マリントラス等々にあると思います。

これは、法的な手続の中で、きちっと手続きをしております。総合体育館にもあります。

それと、今までよく新聞に出てきとりますシンドラ製のエレベーターはありません。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

競艇施設課長。

○競艇施設課長 菊池 省三君

競艇場につきましては、新しい建物で、旧スタンドにはエレベーター、エスカレーター、全くございませんでしたが、新規建てかえによって、エレベーターが10基、エスカレーターが6基、設置されております。

これも今、建設課長がお話になりましたように、法定点検というのが定められております。そして報告義務もあります。これにつきましては、委託料を組んで、それなりの対応をちゃんとやっております。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

最後に、町長に決意をお伺いしたいと思います。

プールにしても、体育館にしても、その他の公共施設にしても、不特定多数の人々が入りし、レジャーや趣味、スポーツを通じて、仲間づくりや体力向上等々に使用する場所だけに、すべてに優先して、安全を確保することが不可欠だと思います。

公共施設における安全確保に向けて、町長の考え方を伺いたい。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

現在も、懸命にそういう努力はしてるつもりでありますけれども、さらにそのことを今、議員がご指摘のとおり戒めまして、改めましてそういう事故の起こらないような徹底管理というか、管理面を強化していきたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松上議員。

○議員 6番 松上 宏幸君

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 本田 哲也君

松上議員の一般質問を終わりました。